個人情報の開示請求者等について

実施機関が保有する公文書に含まれている自分の個人情報を開示請求（訂正、利用停止請求含む。）することができます。ただし、情報によっては、法律などの定めにより開示することができなかったり、例外的に請求があっても開示されない場合及び当該公文書が存在しているかどうかを答えることもお断りする場合があります。

開示請求をすることができる者	① 請求する個人情報本人 ② 本人が未成年又は成年被後見人の場合の法定代理人 ③ 本人が役場へ請求に来れない相当な理由があると実施機関が認める場合で、その本人の任意代理人 ア．本人の配偶者又は二親等内の親族（祖父母、父母、兄弟、子、孫） イ．本人の権利利益を保護するために特に必要であると実施機関が認める者
開示請求者であることを証明する書類 **（開示請求時と開示実施時に必要となります）**	① 請求者が本人の場合（以下の中から１点必要） ア．運転免許証　イ．旅券　ウ．身分証明書 エ．印鑑登録証明書　オ．国民健康保険等の被保険者証 カ．国民年金手帳　キ．写真により本人の確認ができるもの ク．実施機関が指定するもの ② 請求者が上記に示す法定代理人の場合 （以下のアと、イ～オの中から本人の法定代理人であることを証明できる書類１点必要） ア．①に掲げる法定代理人本人の確認書類 イ．登記事項証明書　ウ．戸籍謄抄本 エ．家庭裁判所の審判書　オ．法定代理人の資格が確認できるもの ③ 請求者が上記に示す任意代理人の場合（以下のア、イ、ウ、エ、オから各１点必要） ア．①に掲げる任意代理人本人の確認書類 イ．委任状（次に掲げる要件を満たしたもの） ・本人が第三者を代理人として選任した旨の意思を表示していること ・代理人に授与した権限の具体的内容を表示していること ・代理人に権限を授与した理由を表示していること ・委任した年月日を表示していること ・本人の住所及び氏名を表示していること ・印鑑登録を受けた本人の印を押印していること ・代理人の住所及び氏名を表示していること ウ．印鑑登録証明書 エ．本人と任意代理人との関係を証明する書類 オ．身体障害者手帳、介護保険の受給者証、医師の診断書その他の本人が開示請求を行うことが困難なことを証明する書類 ※ 印鑑登録証明書を提示又は提出することが困難な事情があると実施機関が認める場合はイの印鑑登録の押印と、ウについて他の手段に代えることができます。

担当部署
政策総務課企画観光係